

一般社団法人ステップフワード

定 款

第1章 総則

第1条(名称)

この法人は、一般社団法人ステップフワードと称する。

第2条(主たる事務所)

この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市岡東町12番1-305号に置く。

第2章 目的及び事業

第3条(目的)

この法人は、ニートや引きこもり、生活困窮等の様々な困難を有する子ども・若者を主たる対象として、社会的・職業的な自立支援や進路方向の決定に向けた支援を行い、活力ある地域社会作りに貢献することを目的とする。

第4条(事業)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 困難を有する者の、社会的・職業的自立支援事業
- (2) 子ども・若者の健全育成・教育研究に関する事業
- (3) 地域コミュニティを活用した自立支援・就労支援のネットワーク作り事業
- (4) 前各号に附帯する一切の業務

第3章 社員および会員

第5条(入社)

この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

第6条(入会)

会員として入会しようとするものは、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

第7条(会費等)

会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会の議を経て、会費を支払う義務を負う場合がある。

第8条(任意退会)

会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

第9条(除名)

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第10条(会員資格の喪失)

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払いの義務を履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。
- (3) 総会員の同意があったとき。

第4章 社員総会

第11条(構成)

社員総会は、正会員をもって構成する。

第12条(開催)

社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要のある場合に開催する。なお、社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

第13条(招集)

社員総会は、法令に別段に定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の1週間前までに通知しなければならない。

第14条(議長)

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、副代表理事がこれに当たる場合がある。

第15条(議決権)

社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

第16条(決議)

社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員及び会員の除名
 - (2) 定款の変更
 - (3) 解散
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。

第17条(議事録)

社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

第5章 役員

第18条(役員の設置)

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上6名以内
- (2) 理事のうち1名を代表理事とする。
- (3) 代表理事以外の理事のうち1名を副代表理事とする場合がある。

第19条(役員の選任)

理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は理事の互選によって定める。
 - (1) 副代表理事は代表理事が任命し、理事の確認を得る。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族(その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。

第20条(理事の職務及び権限)

理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。
- 3 副代表理事は、代表理事の職務を補佐し、代表理事が事故ある時は、その職務を代行する。

第21条(役員の任期)

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事の員数が第18条の定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。
- 3 理事が任期途中で退任し、その後任の理事の任期は、前任者の任期期間とする。

第22条(役員の解任)

理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第23条(報酬等)

役員報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

第6章 資産及び会計

第24条(事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第25条(事業計画及び収支予算)

この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始時に代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

第26条(事業報告及び決算)

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 第1項の書類と定款を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第27条(剰余金)

この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

第28条(定款の変更)

この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第29条(解散)

この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第30条(残余財産の帰属)

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

第31条(公告の方法)

この法人の公告は、主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 附 則

この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

- 2 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事 木村剛 酒井信弘 尾崎由之

設立時代表理事 木村剛

- 3 この法人の設立時の社員は、次のとおりとする。

設立時社員 木村剛 酒井信弘 尾崎由之

以上、一般社団法人ステップフォワードを設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。なお、この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

平成28年10月20日

設立時社員 木村剛 ㊟

同 酒井信弘 ㊟

同 尾崎由之 ㊟

4 定款変更経歴

- (1) 令和4年3月25日の社員総会において、定款の条文一部を変更及び追記する事を決議。
- (2) この定款は、令和4年8月1日現在のものである。